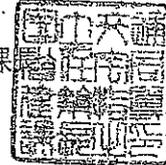


国住指第 4338 号

平成 29 年 3 月 23 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課



災害時に設ける合併処理浄化槽等の建築基準法上の取扱いについて

貴職におかれましては、建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

建築設備については、従来から災害・事故を踏まえた技術基準の見直しを行ってきたところですが、避難所等に設ける合併処理浄化槽等の建築設備について建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第85条第1項又は第2項の運用に関し、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）を踏まえ、必要事項について下記に留意するよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知します。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び特定行政庁以外の市町村並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関、一般財団法人日本建築設備・昇降機センター並びにその他関係団体に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

1. 建築設備に対する法第85条第1項又は第2項の適用について

建築設備は、法第2条第3号に規定するとおり、建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針を指しており、また、同条第1号において、建築物は建築設備を含むものと規定している。このことから、災害があつた場合における法第85条第1項又は第2項の適用にあつても、これらの建築設備は応急仮設建築物に含まれる。また、合併処理浄化槽のみを応急仮設建築物として設けることが可能である。

2. 法第85条第1項又は第2項の規定が適用される合併処理浄化槽と法第31条の規定の関係について

災害があった場合において、避難所等の災害時の汚物処理の設備として法第85条第1項又は第2項の規定が適用される合併処理浄化槽を設ける場合は、法第31条は適用除外となる。この場合においては、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域内であっても、法第85条第1項又は第2項を適用して設ける合併処理浄化槽は、公共下水道に連結しないで使用することは可能である。

なお、災害時の利用を想定しつつ、通常時は公共下水道に放流することを前提に、下水道処理区域内の避難所等の建築物にあらかじめ合併処理浄化槽を設けることも可能である。この場合、

- ・ 排水管を災害時以外は公共下水道に接続し災害時のみ合併処理浄化槽に接続するといった災害時に合併処理浄化槽を使用するためのバルブ切替動作等工事を伴うもの、又は
- ・ 合併処理浄化槽の処理水を公共下水道に放流するもの

であること。また、このように下水道処理区域内においてあらかじめ合併処理浄化槽を設ける場合には、各市町村の下水道部局と、必要事項について事前に調整しておくことが望ましい。

3. 法第85条第1項又は第2項の規定が適用される合併処理浄化槽を設ける際の留意事項について

避難所等において災害時に合併処理浄化槽を使用する場合には、避難所の想定収容能力に応じた槽を設けることとし、当該槽の汚物処理能力を超えないように配慮すること。